

令和4年度第3回周南市地域包括支援センター運営協議会及び
周南市地域密着型サービス運営委員会議事録（要点筆記）

日時 令和5年2月27日（月） 18時30分～19時15分
場所 周南市役所本庁舎 多目的室
出席者 服部委員（地域包括会長・地域密着会長）、藤田委員（地域包括副会長）
高辻委員（地域密着副会長）、濱田委員、武居委員、難波委員、
河村委員、伊藤_と委員、明石委員、松田委員、伊藤_し委員、浅本委員、
重岡委員、藤井委員
【出席14名】
事務局 こども福祉部次長、地域福祉課長、指導監査室長 他7名

1 地域福祉課長あいさつ

2 議事

【令和4年度第3回周南市地域包括支援センター運営協議会】

（1）令和4年度地域包括支援センターの事業評価について

○資料により、事務局から説明

○会長

意見のある方は。

○委員

周南市地域包括支援センターの人員は足りているのか。

○事務局

要綱に定める人員等の基準は満たしている。

（2）令和5年度周南市地域包括支援センター運営方針（案）について

○資料により、事務局から説明

○会長

意見のある方は。

〔意見なし〕

以上で議題は終了とする。

【令和4年度第3回周南市地域包括支援センター運営協議会終了】

【令和4年度第3回周南市地域密着型サービス運営委員会】

(1) 指定地域密着型サービス事業者の指定について

○事務局

地域密着型サービス事業者の指定について

- ・地域密着型サービスの指定期間は6年となっており、6年ごとに指定更新が必要となる。
- ・申請を受けた時は、欠格事由に該当していないかを市において審査し、その後、当委員会で意見を聴取した上で指定を行う。
- ・今回は、指定の更新申請が6件ある。

認知症対応型共同生活介護について（3事業所）

- ・認知症の方を対象に、共同生活住居において日常生活上の世話や機能訓練を行うサービス。
- ・人員基準として、従業者を、日中は利用者3人に対し1人の割合、夜間・深夜は1人配置する必要がある。
- ・市内には現在20の事業所がある。

「グループホーム心音」

「グループホーム夜市のんた」

「愛の家グループホーム周南須々万」

従業員の勤務体制・勤務形態一覧、運営規程、苦情を処理するために講ずる措置などを確認した結果、指定基準を満たしている。また、指定の欠格事由に該当する案件はない。

地域密着型通所介護について（3事業所）

- ・1日の利用定員が18人以下の小規模の通所介護。
- ・市内には現在17の事業所がある。

「デイサービスセンター春」

「デイサービス絆周南」

「デイサービス和」

下松市にある事業所だが、指定権限が県から市に移譲される前からの利用者がいるため指定している。

従業員の勤務体制・勤務形態一覧、運営規程、苦情を処理するために講ずる措置などを確認した結果、指定基準を満たしている。また、指定の欠格事由に該当する案件はない。

○会長

意見のある方は。

○委員

介護従業者の認知症基礎研修の受講について、無資格の介護従業者も見受けられるが、研修の受講は確認しているか。

○事務局

運営指導時に確認している。

(2) 指定地域密着型サービス事業者の異動について

- ・今回、廃止の届出が1件あった。

○事務局

廃止届

地域密着型通所介護「熊毛地区」

- ・運営基準を満たす人員確保が困難との理由で、令和4年9月1日から休止していた。
- ・その後も人員確保が難しいとのことで、令和4年10月31日で廃止となった。
- ・利用者については、休止の時から他の事業所や他サービス利用などで対応していた。
- ・廃止届の提出は1月前だが、事業所の都合で提出が遅れた。

○会長

これが、周南市の現状ですね。

○会長

ただ今の報告について、意見・質疑は。

〔質疑なし〕

【令和4年度第3回周南市地域密着型サービス運営委員会終了】